「墓地等の経営の許可等に関する条例」の一部を改正する条例」(案)

パブリックコメント閲覧資料

松戸市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例 (案)について

1 現行条例の概要等

松戸市では、平成13年に墓地等の経営の許可等に係る権限が千葉県から移譲されたことに伴い、同年、松戸市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成13年条例第14号。以下「墓地条例」といいます。)を制定(同年4月1日施行)するとともに、平成16年及び平成18年に墓地条例の一部を改正し、許可基準等の強化を図ってきました。

墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」といいます。)では、墓地等の管理及び埋葬等は、国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われるべきとされています。

本市では、このような法の趣旨に基づき、条例で、経営主体の基準、設置場所の基準(住宅等からの距離等)、施設の基準(障壁等、緑地その他付帯設備)、経営者の責務等を定め、墓地経営の許可等を行っています。

2 改正の背景

墓地は、市民生活にとって必要なものであり、かつ、公共的な施設です。 このため、本市においても墓地を設置・経営することは重要な市民サービス の一つとして位置づけ、昭和63年に市営白井聖地公園を開設し、計画的に 墓地の供給を行い、市民の墓地需要に対応してまいりました。

千葉県から墓地等の経営の許可等に係る権限が移譲されてからの墓地の経営許可については、市営白井聖地公園での墓地供給を補うという観点から、新たに墓地を経営する場合には、法の趣旨に則り、単に公衆衛生上の規制にとどまらず、公共の福祉の見地からも制約を加えた調整を行うとともに、墓地経営の3原則である「公共性・永続性・非営利性」の観点を考慮した上で

経営法人の経営内容を精査し許可を出してまいりました。

現在、市内における市民への墓地供給率は、千葉県から墓地等の経営の許可等に係る権限が移譲された後に許可をした墓地数と市営墓地の墓地数とを 考慮すると、墓地需要には十分対応できる状況であると思われます。

しかし、ここ数年来、市内の市街化調整区域において新たな墓地の開設が 相次いでおり、自然環境を保全し良好な環境を維持するという同区域の設定 の趣旨に反する状況となっております。

そこで、法及び国の墓地経営・管理の指針を基に、本市における墓地等の経営の許可等に関する基準を見直し、墓地条例の一部を改正することとしました。

3 改正の概要

今回の見直しによる墓地条例の改正(以下「改正条例」といいます。)の概要は、次のとおりです。

- (1) 新たに設置する墓地等の設置場所を、原則として自己所有地であって主たる事務所が存する境内地又はこれに隣接する土地に限定することとします。
- (2) 民法第34条の規定により設立された法人(公益法人)を許可の対象となる墓地等の経営者から除外することとします。
- (3) 墓地の環境基準として、住宅等の敷地から墓地の区域までの距離規制を 強化することとします。
- (4) 墓地の施設基準として、墓地境界の内側に緑地帯を設置すべき墓地の区域の面積要件を強化することとします。
- (5) 拡張することにより墓地の区域の面積が 2,000 平方メートル以上となる墓地であっても一定の場合には適用しないこととしていた 2,000 平方メートル以上の墓地の基準を、拡張する場合を含め、墓地の区域の面積が 2,000 平方メートル以上となるすべての墓地に適用することとします。

4 施行予定期日等

- (1) 施行期日 改正条例の公布の日(平成20年12月下旬の予定です。)
- (2) 経過措置
 - ア 改正条例の施行の際、現に存する墓地等に係る基準の適用については、 改正前の墓地条例の基準によることとします。
 - イ 改正後の墓地条例は、改正条例の施行日以後に事前協議が成立した墓 地等の経営の許可申請について適用することとし、施行日前に事前協議 が成立した墓地等の経営の許可申請については、改正前の墓地条例を適 用することとします。